

岸田氏「9条改憲不要」

次期総裁選にらむ

首相との違い鮮明に



岸田文雄外相

については、世の中にいろんな意見がある」と指摘した。現職閣僚が首相の考えと違う発言をするのは異例。岸田氏は次期総裁選に意欲をみせている。

岸田文雄外相は十一日の参院外交防衛委員会で、安倍晋三首相(自民党総裁)が憲法九条に自衛隊を明記する改憲を提案したことを巡り、九条改憲は当面不要とした自身の一年半前の発言について「考え方は変わっていない」と明言した。党総裁の首相とは考えに違いがあることを認め「九条

岸田氏はこの後、宏池会会合で改憲について「議論を深めたい。首相の発言と私の考えはどこの違うのか確認してみたい」と語った。岸田氏は安保法が成立した直後の二〇一五年十月、宏池会の会合で「当面、九条自体は改正することを考えない。これが私たちの立

を深めたい。首相の発言と私の考えはどこの違うのか確認してみたい」と語った。岸田氏は安保法が成立した直後の二〇一五年十月、宏池会の会合で「当面、九条自体は改正することを考えない。これが私たちの立

15年10月岸田氏の宏池会会合発言(抜粋)

憲法への愛着、思い独特なもの

宏池会の政策の本質は、現実的な具体的な姿勢。結果として、軽武装や経済重視などを打ち出してきた。宏池会と憲法との関係では、旧自由党の流れをくむ池田勇人、大平正芳、宮沢喜一といった方々は戦後、憲法制定の過程で政府の一員として関わった。一方、(安倍首相の祖父・岸信介元首相ら)旧日本民主党の流れの方々には戦後、公職追放で制定に直接関わらなかった。宏池会の憲法に対する愛着、思いは独特なものがある。

今回、平和安全法制(安全保障関連法)の議論があった。現実の厳しい国際社会の中で、日本の安全保障体制あるいは法制が十分対応できるのだろうか、今のままで本当によいかどうかは大切な議論だし、憲法に愛着を持つ立場からしても、今の憲法でどこまで許されるのかどうかを議論し、結論を出した。その結論が現実の中で役割を果たすのかどうか見極める必要がある。当面、憲法九条自体は改正することを考えない。これが私たちの立場だ。

場だ」と表明。「宏池会の憲法に対する愛着は独特のものがある」と話した。宏池会は池田勇人元首相が一九五七年に創設。軽武装、経済重視を掲げて「保守本流」を自任し、池田氏ら四人の首相を輩出したハト派の名門派閥。岸田氏は今年四月の宏池会の政治資金パーティーで「安倍時代もいつかは後が巡ってくる」と「ポスト安倍」に意

欲をにじませた。一方、首相の出身派閥である清和政策研究会(細田派)は、首相の祖父で改憲を目指した岸信介元首相の系譜。森喜朗氏、小泉純一郎氏、福田康夫氏の各首相を輩出した。(新開浩)

岸田外務大臣

- 「当面、憲法第9条自体は改正することを考えない。これが私たちの立場ではないか」
2015年10月5日自民党岸田派(宏池会)の研修会にて
- (憲法9条の改正は当面必要ないとした過去の発言について) 「考え方は変わっていない」
2016年7月15日記者会見にて
- (安部総理の9条3項改憲発言を受けて)、「憲法改正に向けて、いろいろな意見や考え方が示されることは議論の活性化という意味がある」
2017年5月9日記者会見にて
- 「首相発言と私の考え方はどこまで違うのか、あるいは同じか、一度よく確認したい」
2017年5月11日宏地会の会合にて

稲田防衛大臣

- 「9条のもとで最小限度の自衛権の行使ができるというのは最高裁でも判示がされておるわけでありませけれども、憲法学者の多くが素直に文理解釈をすれば、自衛隊が違憲であると解釈するような9条2項、もう既に現実には全く合わなくなっている9条2項をこのままにしておくことこそが私は立憲主義を空洞化するものであると考えます」
2016年2月3日第190回国会衆議院予算委員会にて
- 「当時、この予算委員会の場で質問いたしました趣旨は、憲法学者の多くが自衛隊を憲法違反というふうに主張している状況について、当時、政調会長として総理に対し質問をしたということでございます。」
2017年5月11日 参議院外交防衛委員会にて

河野統幕長

- 「憲法は高度な政治問題なので、統幕長の立場で申し上げるのは適当ではない。一自衛官として申し上げるなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されることになれば非常にありがたいと思う」
2017年5月23日日本外国人特派員協会での記者会見にて

ヒトラー「我が闘争」について

稲田防衛大臣

- 「我が闘争」に書かれている内容の精神をそのまま生徒児童に伝える目的を持ってこれ
が使用されるというのであれば、当然のことながら適切でないという一方で、民族差別的
な発想があった歴史的な時代があったということに関して皆さん方はどうお考えですかとい
う討論をさせるとか、教材としての使用に関しては、その教員の判断の自由があるというこ
とが当てはまる」

2017年4月6日 参議院外交防衛委員会にて

政府

- 「仮に人種に基づく差別を助長させるといった形で同書を使用するのであれば、同法
（「教育基本法」）等の趣旨に合致せず不適切であることは明らか」

2017年4月14日第193回国会 衆議院議員宮崎岳志君提出アドルフ・ヒトラーの著
作「我が闘争」の一部を、学校教育における教材として用いることが否定されるかどうか
に関する質問に対する答弁書

「共謀罪」懸念の書簡

国連特別報告者

「プライバシー制約」

問 「共謀罪」

「共謀罪」の趣旨を含む組織的犯罪処罰法の改正について、特定の国の人権状況などを調査・監視・公表する国連特別報告者で、

「プライバシー権」担当のジョセフ・カナタチ氏（マルタ大教授）が、「プライバシーや表現の自由を制約するおそれがある」として懸念を表明する書簡を安倍晋三首相あてに送った。18日付。書簡は「法案の成立を急いでいるために十分に公の議論がされておらず、

人権に有害な影響を及ぼす危険性がある」と立法過程の問題にも言及している。内容については、①法案の「計画」や「準備行為」が抽象的で恣意的な適用のおそれがある②対象となる犯罪が幅広く、テロや組織犯罪と無関係のものを含んでいる——などを指摘し、「こんな行為が処罰の対象となることが不明確で、刑罰法規の明確性の原則に照らして問題がある」。「共謀罪を立証するためには監視を強めることが必要となるが、プライバシーを守るための適切な仕組みを設ける

ことが想定されていない」となどと懸念を示した。◇ 「共謀罪NO！実行委員会」が19日開いた会見で同会の海渡雄一弁護士はカナタチ特別報告者の書簡に触れ「国連で採択された国際組織犯罪防止条約を批准するために必要とされた法案なのに、同じ国連から懸念を示されている」と法案が抱える矛盾点を指摘した。（編集委員・豊秀一、杉浦幹治）

「共謀罪」の趣旨を含む組織的犯罪処罰法の改正について、特定の国の人権状況などを調査・監視・公表する国連特別報告者で、

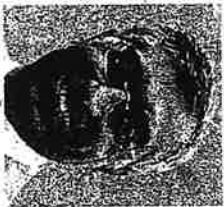
「プライバシー権」担当のジョセフ・カナタチ氏（マルタ大教授）が、「プライバシーや表現の自由を制約するおそれがある」として懸念を表明する書簡を安倍晋三首相あてに送った。18日付。書簡は「法案の成立を急いでいるために十分に公の議論がされておらず、

人権に有害な影響を及ぼす危険性がある」と立法過程の問題にも言及している。内容については、①法案の「計画」や「準備行為」が抽象的で恣意的な適用のおそれがある②対象となる犯罪が幅広く、テロや組織犯罪と無関係のものを含んでいる——などを指摘し、「こんな行為が処罰の対象

17.5.23 朝日夕刊

「共謀罪」

国連特別報告者が反論 政府の抗議「全く中身ない」



国連
カノカタクシ氏
ホームページから

日、カナタキ氏の翌日村の反論文を入手し配布。文書は怒の言葉が並べられて提出されたとは承知してい

「共謀罪」の懸念を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案は翌日の衆院本会議で可決される見通しだ。国連特別報告者が2度にわたって懸念を表明するなど、法案への疑問は尽きず、参院での議論に期待する声もあ

がっている。▶1面参照

法案をめぐり、国連のライバシ権に関する特別報告者のジョージ・カナタキ氏（ルタ大教授）と政府が激しいやりとりを交わしている。カナタキ氏は18日付で安倍首相宛てに書簡を送付。法案について「ライバシや表現の自由を制約するおそれがある」と指摘すると、政府は翌日、「特別報告者は国連の立場を反映するおではない。内容は大筋で適切」と抗議した。これに対し、民進党は翌

い」と反論。「日本政府は、
裏的は反論を送付できて
ない。これだけ拙速に、
深刻な欠陥のある法案を押
し通すことを絶対に正当化
できない」と指摘した。

外務省の官本新吾国際安
全・治安対策協力室長は文
書について「我々に文書で
提出されたとは承知してい
ない」と述べた。（後藤泰次

17.5.24 朝日

懸念書簡 議論平行線

国連特別報告者が反論

国連特別報告者のジョセフ・カナタチ氏（マルタ大学教授）が安倍晋三首相に送った「共謀罪」に関する書簡をめぐる、カナタチ氏と政府の間で激しいやりとりが続いている。人権侵害を懸念するカナタチ氏に対し、政府は「一方的で内容は不適切」と抗議。議論は平行線のままだ。

問題の書簡は、プライバシー権に関する特別報告者のカナタチ氏が18日付で首相宛てに送付したもの。「共謀罪」法案について、「プライバシーや表現の自由を制約するおそれがある」と指摘した。

特別報告者は国連の人権理事会から任命され、国やテマ別に人権侵害がないか調査、監視し、公表する役割を無償で担う。この書簡について、政府は公表直後に「バランスを欠き不適切」と抗議。22日には菅義偉官房長官も会見で「個人の報告で国連の立場を反映しない」と反論した。

政府の抗議を知ったカナタチ氏は再反論し、22日付で「抗議は怒りの言葉が並べられているだけで、全く中身がない」と述べた。野党はこの書簡を重要視。23日の衆院本会議で、民進党の逢坂誠二氏は「国際法秩

序に適合していないと指摘されたも同然」と述べた。

ミャンマーの人権問題で特別報告者を務めた横田洋三・人権教育啓発推進センター理事長は「特別報告者の立場から意見を表明するケースはある。今回の書簡はそれに該当するだろう」と説明。「インパクトがないわけではないが、国連としての意見となるのは、人権理事会の決議を経た後だ」という。

（後藤遼太、山本亮介）

核禁止草案に「ヒバクシャ」

条約前文 人道目的を強調

【ニューヨーク國枝すみれ】来月中旬に国連で始まる核兵器禁止条約制定に向けた第2回交渉会議を前に、議長国コスタリカのホワイト駐ジュネーブ国連機関大使は22日、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で記者会見し、核兵器の使用や開発などを広く禁じる条約草案を発表した。前文に「ヒバクシャ」という言葉を盛り込み、人道に基づく条約であることを強調した。加盟国は7月7日までの条約の成立を目指す。

草案は、核兵器の使用、開発、製造、保有、貯蔵、移送などを禁止し、こうした禁止事項を行う個人や企業などを援助することも禁止する厳しい内容となっている。米英仏露など核兵器

保有国や、米国の「核の傘」の下にある北大西洋条約機構（NATO）加盟国や日本など約40カ国は禁止条約に反対し、交渉会議への参加を拒否している。ホワイト議長は国連本部

で3月27～31日に開かれた第1回交渉会議参加国の主張を集約して草案を作成し、条約賛成派の考えが強く反映された内容となった。

ヒバクシャへの言及は広島や長崎の被爆者や核実験の被害者が希望し、交渉会議を主導するオーストリアやNGOの核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）などが積極的に支持した。草案は核爆発の被害者に対する医療や経済支援、環境の回復にも言及した。

核兵器禁止条約草案のポイント

- ・広島、長崎の被爆者や核実験の被害者を含む「ヒバクシャ」の苦しみと言及
- ・核兵器使用がもたらす人的被害を深く懸念し、どのような状況下でも核兵器が二度と使用されないようすべての努力をすることを目的とする
- ・核の使用、開発、製造、保有、貯蔵、移送を禁止する
- ・禁止事項を行う個人などへの援助を禁止する
- ・ヒバクシャに対する医療、経済支援、核爆発の被害を受けた土地の環境回復に言及

唯一の被爆国であり、米国の核の傘に守られている日本は、核保有国と非核保有国の「橋渡し役」を自任してきたが、北朝鮮による核脅威の増大から安全保障上の利益を重視。第1回会議の初日に「建設的かつ誠実に参加することは困難だ」と条約交渉に反対する立場を明確にし、その後の交渉に参加していない。

米軍勤務解雇2審も「無効」

国に2500万円支払い命令

米海軍横須賀基地で勤務していた石井裕次さん(53)が、パワハラのぬれぎぬを着せられて不当解雇された

として、国に雇用契約の確
認と未払い賃金などの支払
いを求めた訴訟の控訴審判
決が23日、東京高裁であっ

電動工具・建築金物
道具の「フルじん」
福川社手箱
0467
(74)3300

た。中西茂裁判長は解雇を無効とした1審・横浜地裁横須賀支部の判決を支持し、国に慰謝料を含む約2500万円の支払いを命じた。

判決などによると、石井さんは国との労働契約に基づいて同基地で機械工として勤務。2011年3月、同僚へのパワハラ行為を調査するとして米軍から出勤停止措置を受けた後、13年5月に解雇された。

1審判決は、解雇の根拠とされた暴行など8件は事実と認められないと指摘。国は控訴したが、2審判決も1審の判断を踏襲した上で、未払い賃金のうち、解雇後にアルバイトで得た収入分などを減額した。
石井さんは判決後、「あ

らぬ疑いが晴らされてよかった。早く元の職場に戻りたい」と話した。防衛省南関東防衛局は「国の主張について裁判所の理解が一部得られなかった」とし、「判決内容を慎重に検討し、関係機関と十分調整の上、適切に対処する」とするコメントを出した。

読売新聞 (2月24日朝刊)